

トータルエネルギーシステム契約  
( 選 択 約 款 )

令和元年10月1日実施

宮崎ガス株式会社

平成29年 4月 1日 実施

令和 年 月 日 実施

平成29年12月 1日 実施

令和 年 月 日 実施

令和 元年10月 1日 実施

令和 年 月 日 実施

# 目 次

1. 適 用 .....	1
2. 選択約款の変更 .....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件 .....	2
5. 契約の締結.....	2
6. 使用量の算定.....	3
7. 料 金 .....	3
8. 料金の支払方法 .....	3
9. 単位料金の調整 .....	3
10. 需給契約の補償料.....	4
11. 名義の変更.....	6
12. 契約の変更又は解消 .....	6
13. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料.....	6
14. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料 .....	7
15. 本支管工事費の精算 .....	7
16. 緊急調整時の措置.....	7
17. そ の 他.....	8
付 則.....	9
1. 実施の期日 .....	9
（ 別 表 ） .....	9
1.適用区分.....	9
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法 .....	9
3. 料 金 表 1 （トータルエネルギーシステム契約第一種） .....	9
4. 料 金 表 2 （トータルエネルギーシステム契約第二種） .....	10

## 1. 適用

(1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客様が、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

(2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

(1) 当社は、小売約款等の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

(2) 当社は、小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売約款のみを変更する場合は、小売約款の規定によります。

## 3. 用語の定義

この選択約款及び需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「トータルエネルギーシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスタービン、ガスエンジン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する熱電併給システム又は熱動併給システムをいいます。
- (2) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます（小数点以下切り捨て）。
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (7) 「最大需要期」とは、1月使用分（1月2月検針日の翌日から1月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (8) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
- (9) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切り捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (10)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (11)「消費税率」とは消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (12)「単位料金」とは9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) トータルエネルギーシステムを設置していること。
- (2) 設置するトータルエネルギーシステムの使用予定に基づいて、契約最大使用量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (3) 契約年間使用量が契約最大使用量の1, 200倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が80パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急制限において当社が必要と認めたときは、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

#### 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めたトータルエネルギーシステム契約第一種、トータルエネルギーシステム契約第二種のいずれかの需給契約書を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づきお客さまの過去の実績、同一業種の操業度及び使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
  - ① 契約最大使用量
  - ② 契約年間使用量
  - ③ 契約年間引取量
  - ④ 契約月別使用量
  - ⑤ 契約月平均使用量
  - ⑥ 契約最大需要期使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、別途需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は更に1年間延長するものとし、以後これにならうものとしたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾できないことがあります

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 適用料金表は次のとおりといたします。
- ① トータルエネルギーシステム契約第一種 別表の料金表1を適用いたします。
  - ② トータルエネルギーシステム契約第二種 別表の料金表2を適用いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は7（2）に基づく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は7（2）の従量料金に準じて算定いたします。

## 8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

## 9. 単位料金の調整

当社は、小売約款に基づき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

## 10. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料及び契約最大需要期使用量超過補償料とし、当社は当該補償料を、原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)、(2)及び(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

### (1) 最大使用量倍率未達補償料

お客様の年間の実績使用量が、契約最大使用量の1,200倍(小数点以下切り捨て)未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left( \left[ \begin{array}{c} \text{契約最大使用量の} \\ \text{1,200倍に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[ \begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に小売約款に定める料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額(小数点以下切り捨て)を超えない範囲で算定するものとします。

### (2) 年間負荷率未達補償料

お客様の実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量/最大需要期1か月あたり平均実績使用量)×100〕が80パーセント(小数点以下切り捨て)未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left( \left( \text{負荷率 80 パーセントに相当する年間使用量} \right) - \left( \text{実績年間使用量} \right) \right) \times \left( \text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第 3 位以下を四捨五入した額} \times 3 \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に小売約款に定める料金表を適用して算定される早収料金総額の 103 パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものとします。

（備考）

負荷率 80 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月当たり平均実績使用量に 0.8 を乗じ、その量を 12 倍した量といたします。

### （3）契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left( \left( \text{契約年間引取量} \right) - \left( \text{実績年間使用量} \right) \right) \times \left( \text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第 3 位以下を四捨五入した額} \right)$$

### （4）契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の 1 時間当たりの使用量が契約最大使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left( \left( \text{最大 1 時間当たりの使用量} \right) - \left( \text{契約最大使用量} \times 1.05 \right) \right) \times \left( \text{契約種別の流量基本料金相当額} \times 1.1 \right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使

用量超過補償料といたします。

(5) 契約最大需要期使用量超過補償料

お客様の最大需要期の実績使用量が契約最大需要期使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を契約最大需要期使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大需要期使用量超過補償料} = \left( \left( \begin{array}{c} \text{最大需要} \\ \text{期の実績} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{契約最大需} \\ \text{要期使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{契約種別の最大需} \\ \text{要期基本料金相当} \\ \text{単価} \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

**1 1. 名義の変更**

お客様又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客様又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

**1 2. 契約の変更又は解消**

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、若しくは 2 (2) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（4 の適用条件を満たさなくなった場合及び 10 の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

**1 3. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料  
又は契約最大需要期使用量超過補償料の精算**

契約期間中において契約の変更又は解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過補償料又は契約最大需要期使用量超過補償料を申し受け、若しくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料を算定し直して精算いたします。

なお、計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、1 2 (1) の規定による契約の変更又は解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは 1 2 (2) の規定による契約の解消であってお客様の契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料又は契約最大需要期使用量超過補償料の精算は行いません。

#### 1 4. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、1 2 (1) の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは1 2 (2) の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。

なお、計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left( \text{解消日の翌月から契約終了月までの残存月数} \right) \times \left( \text{契約種別の基本料金相当額} \right)$$

- (2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量又は契約最大需要期使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left( \left( \text{前契約の1か月当たりの基本料金} \right) - \left( \text{新契約の1か月当たりの基本料金} \right) \right) \times \left( \text{解消日の翌月から前契約終了月までの残存月数} \right)$$

#### 1 5. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社（導管部門）は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

#### 1 6. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1又は料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、1 0の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\begin{array}{l} \text{1時間当たりの} \\ \text{平均調整量} \end{array}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(3) \quad \begin{array}{l} \text{契約最大需要期} \\ \text{基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{最大需要期} \\ \text{基本料金} \\ \text{単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{需要期} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\begin{array}{l} \text{1時間当たりの} \\ \text{平均調整量} \end{array}}{\text{契約最大使用量}}$$

## 17. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

令和元年10月1日から実施します。

### (別 表)

#### 1.適用区分

料金表1 トータルエネルギーシステム契約第一種に適用いたします。

料金表2 トータルエネルギーシステム契約第二種に適用いたします。

#### 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金及び最大需要期基本料金の合計といたします。
  - ① 流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
  - ② 最大需要期基本料金は、最大需要期基本料金単価に契約最大需要期使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。  
(小数点第3位以下の端数切捨て)
  - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
  - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- (5) 調整単位料金の適用基準は小売約款の規定によります。

#### 3. 料金表1 (トータルエネルギーシステム契約第一種) (消費税等相当額を含みます。)

##### (1) 基本料金

##### ① 定額基本料金

1 か 月 に つ き	5 5, 0 0 0. 0 0 円
-------------	-------------------

##### ② 流量基本料金単価

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	9 6 4. 7 0 円
---------------------	--------------

③最大需要期基本料金単価

1立方メートルにつき	1.10円
------------	-------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	71.96円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

**4. 料金表2 (トータルエネルギーシステム契約第二種) (消費税等相当額を含みます。)**

(1) 基本料金

① 定額基本料金

1か月につき	22,000.00円
--------	------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	964.70円
------------	---------

③最大需要期基本料金単価

1立方メートルにつき	1.10円
------------	-------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	74.74円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。